

滋賀県企業立地促進補助金  
取扱要領

## 滋賀県企業立地促進補助金について

### (1) 補助金の目的（要綱第2条関係）

この補助金は、県内への新規立地や再投資等を促進し、県内経済の活性化および県民生活の向上に寄与することを目的とし、企業における県内での新たな設備投資に伴う、人材確保や通勤環境の改善等を図ろうとする取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (2) 対象事業者（要綱第4条関係）

新たな設備投資を計画している、次のいずれかの事業者とする。

- ①製造業
- ②地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)  
第17条に規定する、地域経済牽引事業の承認を受けた事業者
- ③道路貨物運送業・倉庫業

### (3) 設備投資計画および雇用計画の要件（要綱第4条関係）

事業者は、上記事業の生産活動等に係る設備投資について、別に定める期間内に下記の要件を満たすよう全体計画シートを作成し、事前に県から確認通知を受けるものとする。

#### ・大企業

【要件①】 土地取得費を除く、投下固定資産額10億円以上の設備投資であること。

但し、次のいずれかに該当する場合は、投下固定資産額の要件を「5億円以上」とする。

- ・本社、本社工場、マザー工場または研究開発施設の新設または増設を行うもの
- ・海外もしくは他の都道府県から滋賀県内に事業所を統合し新設するもの
- ・重点地域（※1）に新設または増設を行うもの
- ・災害等の外的要因によるリスクに対応し、自社での部品の内製化や、取引先からの要請による生産ラインの新設または増設を行うもの

【要件②】 設備投資に伴い、当該事業所に勤務する地元常用雇用者（※2）が5人以上増加すること。

#### ・中小企業者（※3）

【要件①】 土地取得費を除く、投下固定資産額2億円以上の設備投資であること。

但し、次のいずれかに該当する場合は、投下固定資産額の要件を「1億円以上」とする。

- ・本社、本社工場、マザー工場または研究開発施設の新設または増設を行うもの
- ・海外もしくは他の都道府県から滋賀県内に事業所を統合し新設するもの
- ・重点地域（※1）に新設または増設を行うもの
- ・災害等の外的要因によるリスクに対応し、自社での部品の内製化や、取引先からの要請による生産ラインの新設または増設を行うもの

【要件②】 設備投資に伴い、当該事業所に勤務する地元常用雇用者（※2）が2人以上増加すること。

※1 重点地域…企業立地を重点的に促進すべき地域（直近の財政力指数（3年平均）が0.67未満の市町）

※2 地元常用雇用者…企業が直接雇用し、県内に住所を有する雇用者であって、雇用保険および社会保険の被保険者資格を有し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上のものとする。

※3 中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

#### (4) 補助対象事業（要綱第5条関係）

本補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。（複数事業の組み合わせ可）

##### 【全体計画確認日が令和6年3月31日以前の場合】

補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組	③職場環境・働き方改革に関する取組
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人サイトに募集情報を掲載する</li> <li>・企業説明会に出展する</li> <li>・インターンシップを実施する</li> <li>・人材紹介会社を介して経験者を採用する</li> <li>・従業員のスキルアップ研修会を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤バスを委託運行する</li> <li>・通勤バスを運行するため車両をリース契約する</li> <li>・通勤環境改善に向けた調査をする</li> <li>・自転車通勤を促進するため、駅周辺の駐輪場と契約する</li> <li>・利用計画を立てシェアリングサイクルを導入する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク環境を整備するため、PCや端末を購入またはリース契約する</li> <li>・企業主導型保育施設の設置に向けた調査をする</li> <li>・感染症拡大予防のため、衛生用品等を調達する</li> </ul>
補助対象 経費	広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、情報掲載料、出展料、受講料、専門家謝金、専門家旅費、旅費、賃借料・リース料、人件費（※）、委託料、消耗品費（※） ※人件費、消耗品費は特定のものに限る		
	各経費の詳細は、別紙1に定めるところによる  その他、知事が特に必要と認める経費		
対象期間	(人材確保) 操業前2年度以内	操業後3年度以内	操業前または後1年度以内
補助率	補助対象経費の最大1/2		
補助限度額 (単年度)	2,000千円	5,000千円	2,000千円
	①～③の計で5,000千円		

注1 補助事業が連続して複数の年度にかかるものについても、補助金の申請および交付は年度ごとに行うものとする。

注2 同一の事業内容で県や国、市町等の他の補助金、助成金の交付を受けている場合は、本補助金に申請することはできない。

注3 補助金額の下限は150千円とする。

なお、複数事業者による共同事業のときは、補助限度額を下記のとおりとする。

補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組	③職場環境・働き方改革に関する取組
補助限度額 (単年度)	3,000千円	7,500千円	3,000千円
	①～③の計で7,500千円		

注1 「複数事業者」の取扱いについては、別紙2に定めるところによる。

注2 複数事業者による共同事業のとき、補助金額の下限は250千円とする。

**【全体計画確認日が令和6年4月1日以降の場合】**

補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組
取組事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人サイトに募集情報を掲載する</li> <li>・企業説明会に出展する</li> <li>・インターンシップを実施する</li> <li>・人材紹介会社を介して経験者を採用する</li> <li>・従業員のスキルアップ研修会を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤バスを委託運行する</li> <li>・通勤バスを運行するため車両をリース契約する</li> <li>・通勤環境改善に向けた調査をする</li> <li>・自転車通勤を促進するため、駅周辺の駐輪場と契約する</li> <li>・利用計画を立てシェアリングサイクルを導入する</li> </ul>
補助対象 経費	広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、情報掲載料、出展料、受講料、専門家謝金、専門家旅費、旅費、賃借料・リース料、人件費（※）、委託料、消耗品費（※） ※人件費、消耗品費は特定のものに限る	各経費の詳細は、別紙1に定めるところによる  その他、知事が特に必要と認める経費
対象期間	(人材確保) 操業前2年度以内	操業後3年度以内
補助率	補助対象経費の最大1/2	
補助限度額 (単年度)	3,000千円	3,000千円  ①～②の計で5,000千円

注1 補助事業が連続して複数の年度にかかるものについても、補助金の申請および交付は年度ごとに行うものとする。

注2 同一の事業内容で県や国、市町等の他の補助金、助成金の交付を受けている場合、および「滋賀県産業立地戦略推進助成金」の助成対象施設として指定を受けている場合は、本補助金に申請することはできない。

注3 補助金額の下限は150千円とする。

なお、複数事業者による共同事業のときは、補助限度額を下記のとおりとする。

補助項目	①人材確保・人材育成に関する取組	②通勤環境の改善に関する取組
補助限度額 (単年度)	4,500千円	4,500千円
	①～②の計で7,500千円	

注1 「複数事業者」の取扱いについては、別紙2に定めるところによる。

注2 複数事業者による共同事業のとき、補助金額の下限は250千円とする。

## 1. 全体計画の確認について

---

### (1) 全体計画シートの提出（要綱第6条関係） (随時受付)

本県での設備投資を計画し、それに伴う取組に本補助金の活用を検討する事業者は、事前に設備投資の計画、雇用計画および補助事業の計画を記載した全体計画シート（様式第1号）を県あてに提出するものとする。

(提出書類)

- ・全体計画シート（様式第1号）
- ・補足資料（図面等、設備投資に係るもの）
- ・企業概要（会社案内等）

### (2) 計画内容の確認通知（要綱第7条関係）

県は、提出された全体計画シート（設備投資、雇用の要件および補助事業の計画）を確認後、事業者に対し、確認通知書を送付する。

全体計画に係る設備投資の着手は、県の確認通知を受けた日以降に行わなければならない。

また、地元常用雇用者の増加数に計上できる者は、やむを得ないと認められる場合を除き、県の確認通知を受けた日以降に増加した者とする。

### (3) 計画内容の変更（中止・廃止）（要綱第8条関係）

事業者は、全体計画の内容に変更（中止・廃止）が生じた場合（ただし、軽微なものを除く）、全体計画内容変更（中止・廃止）届（様式第2号）を県あてに提出しなければならない。

(提出書類)

- ・全体計画内容変更（中止・廃止）届（様式第2号）
- ・変更内容を説明する資料等

### (4) 操業開始の届出（要綱第9条関係） (計画時の要件充足後)

事業者は確認通知を受けた日から3年以内に、操業開始の要件（設備投資および雇用の要件）を満たし、県に操業開始届（様式第3号）を提出しなければならない。

県は報告された内容について、書類の確認のほか、必要に応じて現地確認を行う。

(提出書類)

- ・操業開始届（様式第3号）
- ・補足資料（建物・設備の写真、固定資産台帳リスト 等）

## 2. 補助対象事業の手続きについて（各年度提出）

### （1）交付申請書および補助事業計画書の提出（要綱第10条関係）

事業者は、あらかじめ全体計画において確認を受けている補助事業について、別に定める期間内に交付申請書（様式第4号）および補助事業計画書（様式第5号）を提出するものとする。

（提出書類）

- ・交付申請書（様式第4号）
- ・誓約書（同 別紙1）
- ・役員名簿（同 別紙2）
- ・補助事業計画書（様式第5号）
- ・収支予算書（同 別紙1）および経費積算明細書（同 別紙2）
- ・（該当がある場合）補助事業共同参加届出書（同 別紙3）
- ・計画確認通知書（写し）
- ・補足資料（実施する事業の内容がわかるもの）

### （2）交付決定通知（要綱第11条関係）

県は交付申請書の受付から30日以内に、交付決定通知書を事業者あて送付する。

### （3）補助対象期間

補助対象期間は、事業を実施する年度の3月31日までとする。

事業者は原則として交付決定の通知日以降に事業に着手し、期間内に費用の支払いまでを完了しなければならない。（ただし、性質上やむを得ず、翌4月中に支払いが発生する3月分の経費は、実績報告時に金額を明らかにできるもののみを対象に含めることができる。）

継続して取り組む2年度目以降の事業や事前に申し込みが必要な事業等、性質上、交付決定を待たず着手することがやむを得ないと認められるものについては、当該年度の4月1日から補助対象期間に含むことができる。（要綱第18条関係）

### （4）補助事業の内容変更（廃止、中止）（要綱第14条関係）

事業者は、補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、県の承認を得なければならない。

但し、次に掲げる場合には、事業内容の変更について承認を必要としない。

ア 補助事業において、項目区分ごとに、当初配分された額のうち20%以内または10万円以内での配

分変更を行うとき。

イ 変更内容が、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない軽易なものであると認められるとき。

（提出書類）

- ・補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）
- ・事業変更内容を説明する資料等

### （5）実績報告書の提出（要綱第15条関係）

事業者は、補助事業の完了から30日以内、または補助事業を実施した次年度の4月10日のいづれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）を県に提出するものとする。

(提出書類)

- ・実績報告書（様式第7号）
- ・収支決算書（同別紙1）、経費支出明細書（同別紙2）
- ・支払額が確認できる証拠書類（契約書、領収書等：写し）
- ・補助事業の実施内容がわかる成果物（写真、記録等）

**(6) 完了検査および交付金額確定通知（要綱第16条関係）**

実績報告書の提出後、県は、補助事業の実施状況を確認するため完了検査を実施し、検査後に交付金額の確定通知を行う。

**(7) その他**

- ・本補助金の申請にあたり提出された書類は、原則として返却しない。
- ・補助金交付額は、予算の都合等により申請額から減額することがある。
- ・補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとする。
- ・県は、必要に応じ補助事業対象者の企業名、補助金交付年度、補助対象内容、補助金額等を公表することがある。
- ・定められた期間内に、操業開始届の提出がないときは、交付済の補助金の返還を求めることがある。

## 【別紙1】補助対象経費について

---

### (1) 経費の内容

#### [事業費]

##### 補助対象事業の実施に直接必要となる経費

- 広告宣伝費
  - ・人材募集（人材確保につながる企業のイメージアップを含む。）にかかる新聞広告やインターネット等の媒体を活用した広告宣伝に要する経費とする。
- 印刷製本費
  - ・資料、チラシ、パンフレット等の印刷・製本に要する経費とする。
- 資料購入費
  - ・研修実施にかかる図書、参考文献、資料等の購入に要する経費とする。
- 情報掲載料
  - ・大手就職・転職情報サイトへ掲載に要する経費とする。
- 出展料
  - ・人材確保にかかる合同企業説明会等への出展に要する経費とする。
- 受講料
  - ・e ラーニング研修や外部研修の受講に要する経費とする。
- 専門家謝金
  - ・研修講師等の外部の専門家に謝礼として支払う経費とする。
  - ・支払単価の根拠が、補助事業者が定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものとされる場合を除く。
- 専門家旅費
  - ・研修講師等の外部の専門家に旅費として支払う経費とする。
  - ・金額は、補助事業者が定める規程等により、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたものとする。
  - ・宿泊費については、単価等を滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則に準じることとする。
- 旅費
  - ・社員の外部研修への参加やインターンシップ参加者への旅費として支払う経費とする。
  - ・金額は、補助事業者が定める規程等により、最も経済的かつ合理的な経路により算定されたものとする。
  - ・宿泊費については、単価等を滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則に準じることとする。
- 貸借料・リース料
  - ・通勤バスを運行するための車両のリース、研修会開催のための会場借り上げ等のために要する経費とする。
- 人件費
  - ・通勤バスの運行にかかる職員の人件費とする。（基本給のみとし、各種手当は除く。）
- 委託料
  - ・人材確保につながる自社ホームページの改修、通勤バスの委託運行等で、補助事業者が直接実施することができないもの、または、適当でないものについて、他の事業者に委託する場合の経費であって、他の経費区分に掲げられた経費以外を対象とする。

- ・委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属するものを対象とする。
- 消耗品費
- ・税抜 10万円未満の消耗品を購入する経費で、通勤環境の改善に使用する自転車や感染防止対策のための衛生用品等の購入に要する経費とする。
  - ・自転車のように汎用性の高い消耗品は使用計画等を定めた書類（様式任意）が提出されたもののみを対象とする。
  - ・消耗品の購入額は、それぞれ下記を上限額とする。（税抜）

衛生用品の購入	自転車の購入
50千円	1,000千円

#### [その他経費]

上記に該当しない場合の経費で、本事業の実施に必要と考えられるものについては、補助事業計画書の提出時に所定の様式に経費を計上するとともに、その必要性を説明する書類（様式任意）を添付するものとする。

#### （2）補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 補助対象事業の経費について、事業者は帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理を行うものとする。
- ② 補助対象経費は、当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみを対象とする。補助事業終了後の検査において、補助対象事業や帳簿類の確認ができない場合、当該事業等にかかる経費は補助対象外となる。
- ③ 発注（委託）先の選定にあたり、事業者は、一件の発注ごとに見積り微取を行うこととする。この場合、経済性の観点から、原則、競争に付すこととする。ただし、発注する事業内容の性質上、競争に付すことが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができる。（該当企業等を随意契約の対象とする理由が必要）
- ④ 以下の経費は、補助対象とならない。
  - ・補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等をしたもの（交付要綱第18条に係るものを除く。）
  - ・生産活動のための設備投資に係る費用
  - ・茶菓、飲食、接待の費用
  - ・修理費、車検費用
  - ・専門家旅費および旅費に係る日当
  - ・金融機関等への振込手数料
  - ・公租公課
  - ・保険料（旅費の係る航空保険料、合同企業説明会への出展に係るものを除く。）
  - ・補助事業の遂行状況の確認や検査および県との打合せに係る費用
  - ・補助事業計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
  - ・上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 【別紙2】複数の事業者による共同事業について

---

### (1) 複数の事業者の考え方

- ・当補助事業は、新たに設備投資を行う事業者（以下、対象事業者）が主となって、他の1社以上の企業（以下、共同事業者）と共同で取り組むことができる。
- ・共同事業者は、対象事業者に隣接して立地する企業や同一の工業団地内に立地する企業をはじめ、近隣に立地しない場合も含む（但し県内に限る。）ものとする。
- ・共同事業者は、対象事業者とは別の法人とし、共同事業の実施にあたり一定以上の事業への参加が確認できる者（例：共同事業にかかる経費の2割程度の額の負担、共同事業にかかる2割以上の人数の参加 等）とする。
- ・共同事業者の負担金については、対象事業者が一旦収入し、共同事業にかかる経理は、対象事業者が一括して行うものとする。

### (2) 取組事例

#### ①人材確保・人材育成に関する取組

- ・外国人労働者とのコミュニケーション向上のため、外国語研修会を工業団地内の複数企業で共同開催する。

#### ②通勤環境の改善に関する取組

- ・出勤・退勤が同時間帯の近隣企業と協定を締結し、マイクロバスをリース契約して共同運行を行う。